

郡上市行政改革大綱

平成 21 年 3 月

郡 上 市

＜ 目 次 ＞

第 1 章	改革の必要性	1
1	行政を取り巻く環境の変化	1
2	町村合併による課題	2
3	厳しい市の財政状況	2
4	市民と市の役割分担の適正化	3
5	新たな改革の必要性	3
第 2 章	行政改革大綱の体系及び計画期間	4
1	行政改革大綱の体系	4
2	行政改革大綱の計画期間	4
第 3 章	行政改革大綱における基本理念	5
第 4 章	基本理念に基づく 3 つの基本方針	5
第 5 章	改革に取り組む 10 の重点項目	6
1	行政サービスの向上	6
2	窓口の改革	6
3	行政情報の積極的な提供	7
4	市民参画の推進	7
5	地域経済とコミュニティの活性化	8
6	協働による民間能力の活用	8
7	簡素で効率的な行政体制の確立	9
8	健全な財政基盤の確立	9
9	民間委託・民営化による行政サービスの重点化	10
10	行政点検システムの充実	10
第 6 章	改革の推進のために	11
1	大綱の公表と周知	11
2	実施計画の策定	11
3	実施計画の取組状況の報告及び公表	11
4	推進体制	11
5	職員の意識改革	11
参考資料	郡上市の状況	
表 1	財政状況（普通会計決算）	12
表 2	市税の状況（決算）	12
表 3	近隣市との一般会計予算規模比較（平成 19 年度当初）	13
表 4	昭和 58 年度以降の歳出決算額及び目標予算規模（普通会計）	13
図 1	昭和 58 年度以降の歳出決算額及び目標予算規模（普通会計）	14
図 2	郡上市年齢別人口（平成 20 年 4 月 1 日現在）	14
表 5	職員総数の状況及び目標職員数（定員適正化計画）	15
表 6	年齢別職員数の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）	15

第1章 改革の必要性

1 行政を取り巻く環境の変化

(1) 地方分権のさらなる進展

平成19年4月に「地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)」が施行され、地方公共団体は、今後さらに国との分担すべき役割を明確にし、自主性や自立性を高める必要があります。

このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければならなくなったことを意味しています。

また、国では、地域住民に身近な行政サービスはできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とした、権限委譲の推進及び税源配分等の財政上の措置のあり方の検討が引き続き進められています。

これらを踏まえ、地方公共団体は、今後、より一層の行政改革を推進するとともに、行政の公正の確保や透明性の向上、住民参加の充実のための措置を講じ、行政体制の整備・確立を図らなければなりません。

(2) 行政改革の推進

平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(以下「新地方行革指針」という。)」が総務省から示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表しました。

新地方行革指針の策定後、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)」が施行される中において、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)」が施行されるなど、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

また、行革推進法及び公共サービス改革法を踏まえ、平成18年8月に「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示されました。

これらのことは、地方公共団体において、一層の行政改革の推進が求められていることを表しています。

(3) 市民ニーズの複雑化・多様化

行政を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、行政組織や機能には、より効率性や機動性が求められています。

(4) 人口減少社会及び超高齢社会の到来

少子化が進み、今後人口が減少していくことにより、社会や経済のシステムの変化が急速に進んでいきます。生産年齢人口が減少し、経済成長に対してマイナスの影響を与える可能性や、介護や福祉の分野での労働力不足を招くことが予想されます。

これからの社会は、高齢になっても元気に暮らせるうちはリタイヤすることなく、これまでに蓄積された知識や豊富な経験を活かしながら、労働や社会貢献活動を担わないと、社会全体が成り立たなくなることを認識しなければなりません。

また、高齢者人口の増加に伴い、年金、医療や介護にかかる社会保障関連費用は増加の一途をたどり、地方公共団体によっては、その存続にも関わる問題となることが想定されます。

2 町村合併による課題

本市の一般会計の予算規模は、町村合併により一定の縮減は進んでいるものの、面積が広大であるという要因もあり、近隣の同規模の自治体と比べて非常に大きなものとなっています。

また、病院などの公営企業会計を除いた普通会計の職員数は、合併時の741人から、平成20年4月1日現在では629人と大幅に削減していますが、国の基準で算定した類似団体の500人という数字と比較すると、やはり大きなものとなっています。

公共施設等は約700施設におよび、合併のメリットである広域的観点からの利用や地域バランスを考慮する中において、類似施設の重複を解消する必要があります。

3 厳しい市の財政状況

本市の収入の根幹をなしている地方交付税は、国の「三位一体の改革」に伴う制度見直しによって大幅に減少している中、合併による特例も平成25年度で終了し、平成26年度から5年間で段階的に減額されます。

人口の減少と合併支援の終了により、地方交付税は平成30年度には32億円の減額が想定されており、限られた収入の中で「選択と集中」の考え方のもとに、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定した行政サービスの継続が可能となる行財政運営を推進する必要があります。

今後、国や県からの市への権限移譲などにより、地方自治体が担うべき業務がさらに増えていくことが見込まれています。加えて、少子高齢化の流れの中で新たに生じる行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに応えていくためにも、市の組織のスリム化や事務の効率化による経費の節減が求められています。

4 市民と市の役割分担の適正化

将来にわたって市民が必要とするサービスを継続しながら、新たに生じる行政課題に対応していくためには、市が行っている全ての行政サービスを見直し、行政が税金を投入してどのサービスをどこまで行うべきかを総点検しなければなりません。

複雑多岐にわたっている市の行政サービスについて、市民の受益と行政の責任度合い及び民間でのサービス提供の可否等を判断し、行政が提供しなければならないサービスについては確実に実施した上で、市が実施する必要性の減少したサービスについては、廃止・縮減、民営化などの改革を進める必要があります。

また、「問題はより身近なところで解決しなければならない」とする「補完性の原理」の考え方に基づくことが、今後の地方自治制度のあり方とも言われています。

5 新たな改革の必要性

行政を取り巻く環境の変化、町村合併による課題や厳しい市の財政状況等に適切に対応していくためには、対応すべき課題をきちんと認識し、取り組んでいく必要があります。ここでは、今後取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

地方分権が進展する状況において、国や県との役割を明確にし、相互に連携を保ちながら、自主・自立の行政運営を進める必要があります。

新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、組織や業務プロセスなど、行政内部の改革を一層進める必要があります。

市民の視点に立った魅力あるまちづくりを進めるためには、市民の担う役割が大きく、行政と市民のパートナーシップの確立を図り、連携・協力しながら地域の課題に取り組む必要があります。

将来にわたる持続可能なまちを創るには、地域資源を有効に活用した地域振興策を、地域経営の視点から官民一体となって進める必要があります。

これらの課題を解決するために、新たな改革に取り組んでいくための指針として「郡上市行政改革大綱」をここに制定することとします。

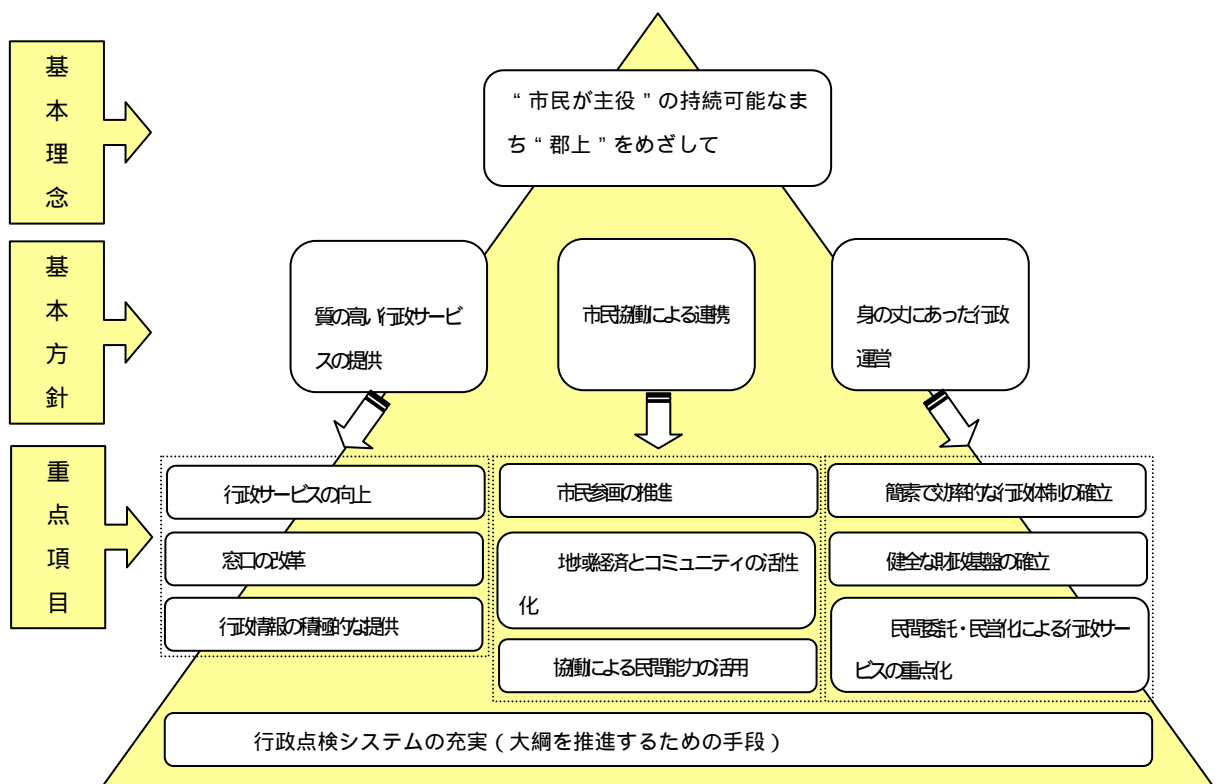
第2章 行政改革大綱の体系及び計画期間

1 行政改革大綱の体系

行政改革大綱における「基本理念」、基本理念に基づく「3つの基本方針」及び基本方針に基づく「10の重点項目」を定め、改革を進めることとします。

また、個々の重点項目がどの基本方針に寄与しているかということ等を明確にするため、これらを分かりやすく体系化しました。

郡上市行政改革大綱 体系図



基本理念、基本方針及び重点項目の内容については、以降の章で詳しく説明します。

2 行政改革大綱の計画期間

行政改革大綱は、平成21年度から平成25年度までの5ヶ年を計画期間とします。

行政改革大綱で定めた「10の重点項目」に沿った実施計画を策定し、改革を推進します。

第3章 行政改革大綱における基本理念

行政を取り巻く環境の変化、町村合併による課題、厳しい市の財政状況、市民と市の役割分担の適正化及び新たな改革の必要性を踏まえ、行政改革大綱では、その基本理念を「“市民が主役”の持続可能なまち“郡上”をめざして」とします。

行政改革大綱における基本理念

『“市民が主役”の持続可能なまち“郡上”をめざして』

第4章 基本理念に基づく3つの基本方針

第3章で定めた、行政改革大綱における基本理念に基づき、「3つの基本方針」により行財政改革を推進していくものとします。

行政改革を推進するための基本方針

質の高い行政サービスの提供

市民協働による連携

身の丈にあった行政運営

第5章 改革に取り組む10の重点項目

第4章で定めた、「行政改革を推進するための基本方針」に基づき、それぞれの方針ごとに重点項目を設定する「改革に取り組む10の重点項目」を次のとおり定めます。

1 行政サービスの向上

行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化しているが、本市の財政状況は厳しい状態にあるため、行政サービスの提供の視点を、量から“質”へ積極的に転換することを推進します。

【主な取り組み】

- 1 - 1 職員の意識改革
- 1 - 2 総合案内の見直し
- 1 - 3 地域と本所間のホットライン(内線)化
- 1 - 4 申請手続き等の簡素化・迅速化・効率化
- 1 - 5 公共施設のサービス等の見直し
- 1 - 6 新たな公金収納システムの導入

2 窓口の改革

時代の変化とともに多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民にとって便利で身近な行政を実現するため、窓口等における市民の利便性・快適性を高めることを推進します。

【主な取り組み】

- 2 - 1 窓口来庁者の利便性の向上
- 2 - 2 総合窓口の検討
- 2 - 3 窓口環境の整備
- 2 - 4 在留外国人相談窓口の設置
- 2 - 5 よくある質問とその回答集（FAQ）の有効活用

3 行政情報の積極的な提供

市民が容易に市政情報を収集できるよう、行政から積極的に情報の提供を行うとともに、説明責任を果たします。

【主な取り組み】

- 3 - 1 行政関連情報の積極的な提供
- 3 - 2 広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等の充実
- 3 - 3 携帯メール等の活用
- 3 - 4 広報戦略体制の確立

4 市民参画の推進

地方分権が推進されるこの時期、これまで以上に市民と行政が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められており、市政運営における市民参加をさらに発展させ、まちづくりの主役である市民の皆さんの意向を的確に反映できる仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- 4 - 1 広聴機会の充実
- 4 - 2 市への意見等の対応（処理）の一元化・公開
- 4 - 3 市民・市民団体等意見提案制度
- 4 - 4 基本計画の市民参画制度
- 4 - 5 市民活動支援補助金・交付金の公開審査制度
- 4 - 6 公民館活動の活性化
- 4 - 7 市民による「郡上学」の構築
- 4 - 8 ごみの減量化

郡上学：郡上としての郷土愛や一体感を持てるよう「郡上とは何か」を学ぶことであり、地域の歴史・伝統・産業・自然といった資源をよく知り、それら資源を郡上らしさとして捉え、磨きをかけることで、訪れてみたい、住んでみたいと思われるような地域づくりにつなげる取り組み。郡上の資源を学際的、客観的、科学的に見ることで、郷土に対する愛着と地域づくりの発展が期待される。

5 地域経済とコミュニティの活性化

地域の特色を活かし、住民自身の意思に基づくまちづくりが求められ、また、合併により「まち」が広域化した中、生活に最も身近な地域コミュニティの果たす役割がより一層重要となってきました。市民と行政との適切な役割分担の確立を図り、連携・協力しながら地域の様々な課題に取り組むことにより、市民との協働によるまちづくりを推進します。

また、地域の活性化を図るためにも、地域経営の視点から、官民一体となって地域資源を有効に活用した経済活動の活性化を進め、税源かん養にも寄与できる体制づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 5 - 1 市民活動支援制度の充実
- 5 - 2 公園、道路等のアダプトプログラムの導入
- 5 - 3 公共サービスパートナー制度
- 5 - 4 防災体制（自主防災組織等）の充実
- 5 - 5 市民・市民団体による中間支援組織の育成・支援
- 5 - 6 市民協働指針の策定
- 5 - 7 経済懇話会の開催
- 5 - 8 職員の政策形成・推進能力の育成

アダプトプログラム：公共の場所を「養子」に想定し、ボランティア団体などが「里親」となり、我が子のように愛情をもって「きれいにする」、市は活動に必要な支援を行う、というものです。（公共の場所の養子縁組制度）

6 協働による民間能力の活用

行政需要が多様化し増大している中、行政サービスの質の向上と効率的な行財政運営の実現に向けて、行政と民間の役割分担を見直し、民間が効率的・効果的に実現できることは民間にゆだねるという基本原則のもと、様々な実施手法を用いて積極的に民間の能力を活用します。

【主な取り組み】

- 6 - 1 民間資金の活用による公共施設整備及び運営（PFI）手法の活用
- 6 - 2 民間（市民・企業）提案型公共サービス民営化
- 6 - 3 公共的な任意団体の自立促進・活性化
- 6 - 4 企業とのタイアップ事業の拡充
- 6 - 5 地域貢献企業登録制度

7 簡素で効率的な行政体制の確立

高齢化による扶助費の増加などの影響により、厳しい財政状況が今後も予測されること、また、合併特例法の普通交付税の算定替えや、合併特例債による措置の期限が迫る中、多様な行政需要に伴う効率的な行政運営を行う必要があるため、歳出削減や組織のスリム化を推進します。

【主な取り組み】

- 7 - 1 組織機構改革の推進
- 7 - 2 定員管理の適正化
- 7 - 3 選挙執行管理の見直し
- 7 - 4 入札制度の見直し
- 7 - 5 公共工事のコスト縮減
- 7 - 6 補助金・交付金の適正化
- 7 - 7 小中学校の学校区と配置の見直し
- 7 - 8 委託料の見直し
- 7 - 9 公用財産にかかる維持管理経費の見直し
- 7 - 10 総合交通体系の見直し

8 健全な財政基盤の確立

国の制度改革や経済の低迷による一般財源の減少、扶助費や公債費の増加などにより、財政構造の硬直化が進んでいます。長期的な視点で、計画的、効率的な財政運営を行うことが必要であるため、投資的事業を真に必要なものに限定することにより起債発行額の抑制を行い、将来の負担軽減を図ること、及び受益者負担の原則に立った各種使用料、手数料の適正化などについて見直しを進めます。

【主な取り組み】

- 8 - 1 財政健全化方針の策定
- 8 - 2 公会計の整備推進
- 8 - 3 起債発行額の抑制
- 8 - 4 起債の繰上償還等の実施
- 8 - 5 特別会計の健全化
- 8 - 6 企業会計の健全化（水道事業）
- 8 - 7 企業会計の健全化（病院事業）
- 8 - 8 受益と負担の適正化（使用料・手数料の見直し）
- 8 - 9 市税等収納率の向上
- 8 - 10 普通財産の有効活用
- 8 - 11 予算編成手法の見直し

9 民間委託・民営化による行政サービスの重点化

少子高齢化社会や環境問題などを考慮すると、公共の果たす役割はますます大きくなることが予測され、これからの行政の役割は、公権力を伴わなければならない仕事と、市民とともに定めたまちづくりの目標に向かって下支えする仕事を中心になると考えられます。市場競争原理が的確に働き、適切な市民サービスが確保される領域においては、行政が直営で行うよりも民間に任せた方が適当であると考えられる業務を地域市場へ開放し、地域経済の活性化に寄与するためにも民間委託・民営化を推進します。

【主な取り組み】

- 9 - 1 公共施設（行政財産）の見直し
- 9 - 2 第三セクターの活用及び見直し
- 9 - 3 指定管理者制度の活用及び見直し
- 9 - 4 保育園、幼稚園運営の見直し
- 9 - 5 温泉施設運営の見直し
- 9 - 6 養護・特別養護老人施設運営の見直し
- 9 - 7 民間委託・民営化の推進

10 行政点検システムの充実

行政点検システムは、事務の改善や目標管理、職員の意識改革、市民サービスの向上、説明責任の遂行などの実現のために有効な手段であるとともに、行政改革大綱を推進するための手段でもあることから、行政点検システムの充実を図ります。

【主な取り組み】

- 10 - 1 財政運営と連動するシステムの構築

第6章 改革の推進のために

1 大綱の公表と周知

改革を進めていくためには、市民と行政が相互に理解し、ともに協力することで、「市民が主役」の持続可能なまち「郡上」をめざして」を実現することが必要です。このため、行政改革大綱の公表と周知に努めます。

2 実施計画の策定

行政改革大綱は、平成21年度から平成25年度までの5ヶ年を計画期間として、新たな行政改革に取り組んでいくための指針を定めたものです。行政改革大綱で定めた目標の実現をめざして、「改革を進める10の重点項目」に沿った実施計画を策定し、全庁一丸となって取り組みます。

3 実施計画の取組状況の報告及び公表

実施計画の取組状況については、さらなる行政改革の推進を図るため、市民や学識経験者で構成する郡上市行政改革推進審議会に報告するとともに、市ホームページ等においてわかりやすく公表します。

4 推進体制

行政改革の推進は、市長をトップとする郡上市行政改革推進本部、その下部組織の指揮者会議、重要事項や組織横断的な事項等を検討する作業部会において、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、改革を推進します。

5 職員の意識改革

改革を進めるにあたっては、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、経営的発想により業務の「ムリ・ムダ・ムラ」を徹底排除するなど、内部コストを削減し、市民負担の増加を最小限に抑制するよう取り組みます。

また、一人ひとりが市民ニーズを積極的に把握するよう努めるとともに、市民の期待に応えられ、信頼される職員をめざします。

6 緊急的な対策

世界的な景気後退の中、地域産業と市民生活防衛等のために、緊急対策を講ずる必要が発生した場合は、大綱の理念・方針は貫きつつ、必要に応じて柔軟な体制及び機動的な対策を最優先として取り組みます。

参考資料：郡上市の状況

表 1 財政状況（普通会計決算）

（単位：百万円）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
歳入総額	40,571	33,679	33,607	30,050	29,869
うち市税	4,629	4,753	4,951	4,886	5,443
うち地方交付税	11,887	11,967	12,377	12,299	12,295
うち地方債	8,903	6,427	6,182	4,630	3,835
歳出総額	38,963	32,541	32,460	28,886	28,722
義務的経費	12,504	12,461	12,573	12,610	13,293
人件費	5,907	5,488	5,271	5,031	5,272
扶助費	1,293	1,709	1,793	1,756	1,866
公債費	5,304	5,264	5,509	5,823	6,155
投資的経費	15,363	10,385	8,781	6,212	5,667
その他の経費	11,096	9,695	11,106	10,064	9,762
地方債残高	50,752	52,768	54,333	54,055	52,630
基金残高	7,788	7,114	7,599	8,268	8,061
うち財政調整基金	2,901	2,866	2,869	2,873	2,892

（注） 地方財政状況調べより（平成 15 年度は旧 7 町村及び広域連合の純計）

表 2 市税の状況（決算）

（単位：百万円）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19
市税総額	4,629	4,753	4,951	4,886	5,443
普通税	4,569	4,720	4,897	4,833	5,393
市民税	1,659	1,627	1,748	1,739	2,297
固定資産税	2,518	2,703	2,765	2,707	2,713
軽自動車税	93	95	98	99	101
市たばこ税	299	295	286	288	282
目的税	60	33	54	53	50
入湯税	60	33	54	53	50

（注） 地方財政状況調べより（平成 15 年度は旧 7 町村の純計）

表 3 近隣市との一般会計予算規模比較 (H19 当初)

(単位：人・k m²・百万円)

市 名	人 口	面 積	予算規模
美濃市	23,390	117.05	8,805
関市	92,597	472.84	33,962
下呂市	38,494	851.06	22,340
美濃加茂市	52,133	74.81	17,020
山県市	30,316	222.04	11,500
本巣市	34,603	374.57	15,370
郡上市	47,495	1,030.79	28,990

(注) 人口は H17 国勢調査

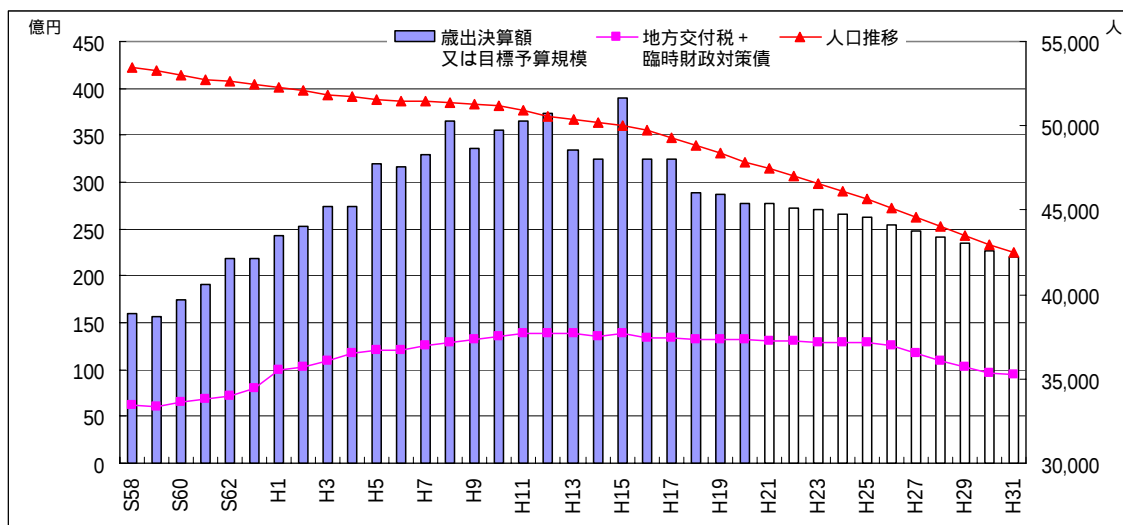
表 4 昭和 58 年度以降の歳出決算額及び目標予算規模(普通会計)
並びに人口及び推計人口

(単位：億円、人)

年 度 (西 暦)	S58 (1983)	S63 (1988)	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)
歳出決算額 (H20 見込み)	160	218	319	356	390	277
地方交付税 (H20 見込み)	62	80	120	136	138	132
人 口	53,491	52,426	51,567	51,230	49,985	47,823
年 度 (西 暦)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H31 (2019)
目標予算規模	277	273	270	266	262	220
地方交付税 見込み	130	130	128	128	128	94
推計人口	47,450	47,053	46,607	46,158	45,674	42,457

(注) 決算額は地方財政状況調べより (H15 以前は旧 7 町村及び広域連合の合算)
人口は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 H21 年以降は推計人口
平成 13 年度以降の地方交付税には臨時財政対策債を含む

図1 昭和58年度以降の歳出決算額及び目標予算規模(普通会計)
並びに人口及び推計人口



(注) 決算額は地方財政状況調べより (H15 以前は旧 7 町村及び広域連合の合算)
人口は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 H21 年以降は推計人口
平成 13 年度以降の地方交付税には臨時財政対策債を含む

図2 郡上市年齢別人口

(H20.4.1 現在 単位: 人)

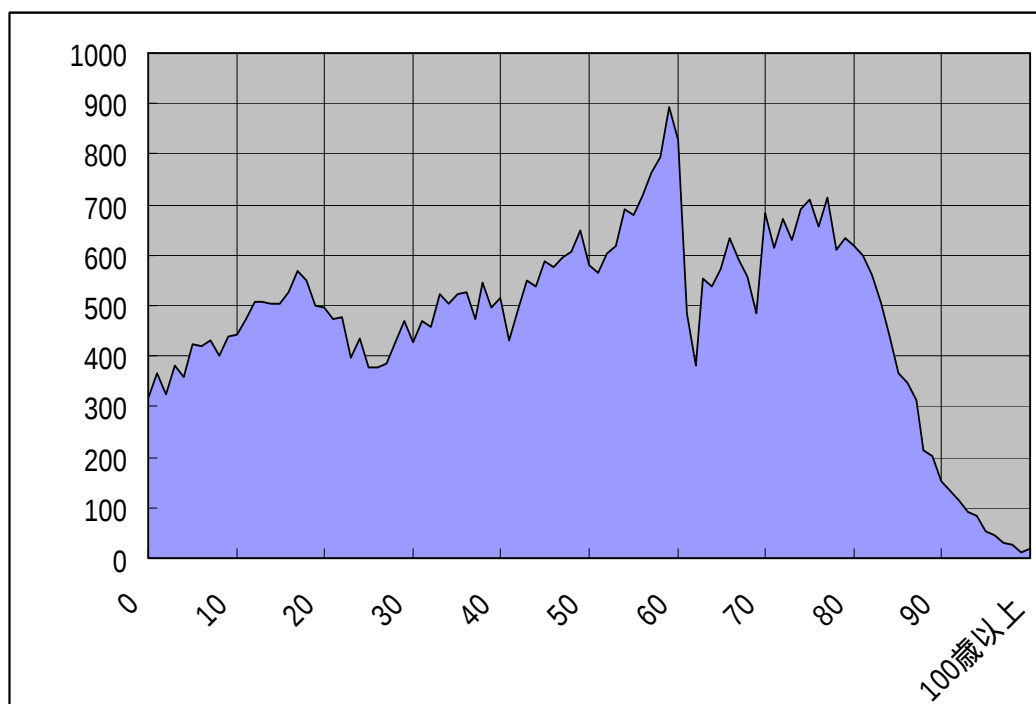


表 5 職員総数の状況及び目標職員数

(単位：人)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H25 〔目 標〕 職員数
職員総数	1,099	1,084	1,064	1,040	1,013	929
普通会計	741	719	693	667	629	556
一般行政	565	544	522	493	460	397
特別行政	176	175	168	174	169	159
公営企業等会計	358	365	371	384	384	373

(注) 特別行政は教育部門及び消防の職員数

H20 年度までは定員管理調査より(教育長含む)

H25 年度の目標職員数は定員適正化計画(H20.3月改訂版)より

表 6 年齢別職員数の状況(H20.4.1.現在)

(単位：人)

年 齢	職員数	年 齢	職員数	年 齢	職員数
18～19 歳	2	36～37 歳	37	54 歳	51
20～21 歳	8	38～39 歳	47	55 歳	38
22～23 歳	16	40～41 歳	52	56 歳	19
24～25 歳	13	42～43 歳	47	57 歳	23
26～27 歳	39	44～45 歳	50	58 歳	14
28～29 歳	49	46～47 歳	62	59 歳	17
30～31 歳	47	48～49 歳	77	60 歳	
32～33 歳	72	50～51 歳	86	61 歳以上	1
34～35 歳	66	52～53 歳	79		

(注) H20 給与実態調査より(教育長除く)